

1. 意義・ねらい：追跡評価・調査の意義・ねらいは、研究開発（プログラム・プロジェクト）が終了した後一定の時間を経過してからの副次的成果や波及効果等の長期的インパクト（①社会・経済・文化・環境・政策インパクト、②学術インパクト）を把握し、関連する政策・施策等に活かしていくこと
2. 概要：追跡評価・調査は、①研究開発に関連する政策・施策等の改善、②研究開発の推進プロセスの改善、③研究開発の成果等の把握及び説明（アカウンタビリティ：公的資金投資効果の説明を含む）を行うにあたり、必要な情報を得ることを目的として実施。（※なお、追跡評価・調査は、その性質を踏まえ、有効性を鑑みて実施）
3. 現状等、現状を踏まえた対応の方向性、必要な取り組み（案）、当面のアクション（案）

	現状等	現状を踏まえた対応の方向性	必要な取り組み（案）	当面のアクション（案）
実施の概要	<ul style="list-style-type: none"> 各府省においては、アカウンタビリティを目的とした個別の研究開発課題に対する追跡調査は実施している 追跡評価まで実施しているケースは少ない CSTIにおいては、追跡評価を実施した例はない（※FIRST、NEXTは、内閣府として追跡調査を実施） また、各府省の取り組み状況の調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> どのような場合に追跡評価・調査を行うべきか（有効なのか）を明確化する いつ、どこで、誰が、何をやるのか等の追跡評価・調査の手順を策定する 追跡評価・調査まで含めたPDCAサイクルの取り組みを定着させる 	<ul style="list-style-type: none"> 実施手法（スキーム）の策定（評価対象（研究開発プログラム／研究開発課題（プロジェクト））に応じた整理が必要） 上記策定に向けた、試行の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 〇フォローアップ・試行等の実施 → 実施スキームの検討等へ活用
追跡調査	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発終了後に追跡調査に向けた準備が行われているケースがある アンケートによる調査が主（外部委託での実施が多い） 調査項目は、それぞれの実施体において個々に定められている（何を評価するかによって決まるものであり、研究開発課題の特性や研究開発プログラムの目的によって違う） 研究開発が終了していることから、被調査者との連絡・連携が取りづらい場合等の支障がある 具体的な製品開発や特許等と連携している場合等においては、情報に制約を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 事前に調査内容を準備する（評価項目を踏まえた調査項目の設定等） 調査項目は多様性があり、一律に決めることができないが、調査を実施し易くするため一定の共通化が必要 研究開発レベルが基礎に近いほど、各種インパクトの把握が難しいことから、調査項目に工夫が必要 調査者・被調査者とも調査にかかる時間と労力を減らす工夫をする（追跡調査への対応は、研究機関や研究者の責務） 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発を開始する時点での追跡調査の準備 効率的な調査の実施のためのデータベースの構築 e-CSTI（エビデンスデータベース）やe-Radの活用等 追跡調査の円滑な実施に向けた取り組みが必要（例：追跡調査回答義務の契約書への明示等） 	<ul style="list-style-type: none"> 〇フォローアップ・試行等の実施 → 実施スキームの検討等へ活用 〈具体案〉 タイプA：各府省の取組をフォローアップ A①:追跡評価・調査の取組状況（あわせて、好事例等を公表することにより、各府省に追跡評価・調査の実施を促す） A②:追跡評価・調査の事例についてメタ評価 タイプB：追跡評価・調査を実施（試行） 〇ガイドライン、好事例集の作成 → 各府省の取り組みを促す CSTIにおける評価項目等の検討に活用
追跡評価	<ul style="list-style-type: none"> 評価項目は、何を目的に評価するかによって決まるものであり、研究開発課題の特性や研究開発プログラムの目的によって違う 評価結果が関連する政策・施策等の改善にまで結び付いている事例が少ない 評価手法が確立していない 	<ul style="list-style-type: none"> 評価項目は多様性があり一律に決めることができないが、評価・分析を実施し易くするため一定の共通化が必要 関連する政策・施策等の改善につなげていくため、政策立案者である各府省による改善点を明確にした上での評価項目の検討が必要 成功状態の定義付けが必要 評価の実施には高度な分析が必要 研究開発と波及効果等の紐付けが難しいことから、その工夫をする 	<ul style="list-style-type: none"> 共通的な評価項目の設定 人文学や社会科学を含め多様な視点からの評価 研究開発開始時点での評価項目の検討 評価・分析方法の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ※共通的な評価項目の設定や評価・分析方法の確立等については、専門的なチームでの検討が必要 〇e-CSTIやe-Radを活用したDBの構築 → 調査の効率化
共通	<ul style="list-style-type: none"> 評価を行う人員や予算が十分ではない 	<ul style="list-style-type: none"> 評価を行う人員や予算の手当が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 評価能力を持つ人材や、人文学や社会科学を含め多様な分野に精通した人材の確保（育成も含む） 外部の専門組織の構築 府省共通のDBの構築、維持・管理体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 上記を実施しながら、必要な人員や予算を手当てしていくことが必要

1. 意義・ねらい：CSTIは科学技術・イノベーション政策に関する政府全体の司令塔として、我が国の科学技術・イノベーション政策・施策が科学技術基本計画等に沿って目標とした成果が得られているか、CSTIにおいて評価することを通じて、研究開発の成果が最大になるように導き、国全体の科学技術の発展やイノベーションの創出、政策・施策の改善、適切な予算配分等による効果的な政策・施策等の実施に役立てる

2. CSTIが実施すべき評価業務：
 ①政府全体で進めている施策についての科学技術・イノベーション政策（科学技術基本計画等）推進等の政府全体の観点からの総合的な評価およびモニタリング
 ②府省等が自らの政策実現に向けた成果等を生み出すような評価を実施するための方針の提示、および俯瞰的な評価（メタ評価）

3. 対応の方向性、必要な取り組み（案）等

対応の方向性	必要な取り組み（案）	留意すべきこと
<p>①施策の総合的な評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国全体の科学技術・イノベーション政策の推進の観点から科学技術基本計画に沿って、その推進状況の評価及びモニタリング等を継続的に実施 ○科学技術の振興、イノベーションの創出、知的財産権化などに役立てることをねらいとして評価を実施 ○俯瞰的な立ち位置からの総合的な評価により、国全体の科学技術・イノベーション政策・施策の適時の改善に役立てる（フィードバック） 	<ul style="list-style-type: none"> ○＜本WGにおいて様々に考えられる方法について整理＞ ・評価の対象／評価の単位／評価結果の反映先／評価の内容／費やす期間 ○長期的インパクトを把握・分析するために必要な項目設定や分析手法を確立する ○対応可能なところから取り組みに着手する。具体には、現在あるe-CSTI（エビデンスデータ）からどのような評価ができるかCSTIで試行 	<ul style="list-style-type: none"> ○評価する対象・目的に応じて、取るべき方法を使い分ける ○現在は、国家的に重要な研究開発（大規模な研究開発等）に対して、評価を実施 ○最新の情報に基づき、評価時のみならず逐次の状況確認（モニタリング）を機動的に実施 ○政策・施策の改善等に役立てる観点から、例えば「若手研究者の育成」など科学技術基本計画の重要テーマに沿った評価などの新たな観点も視野に ○計画等に沿って評価する場合は、各省の連携を導く（縦割りの回避）ことを目指し、府省等の研究開発を横断的に評価する必要
<p>②評価の仕組みの充実（メタ評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○評価と政策・施策改善に関する府省等におけるPDCAの取り組みを誘導する ○府省等が実施する全ての評価の仕組みが連動し、科学技術・イノベーション政策・施策に関する政府全体の評価・改善機能の充実を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ○府省等が実施した研究開発について、評価の評価（メタ評価）を実施 ○各府庁において実施すべき研究開発評価における基本方針である「大綱的指針」の改定 	<ul style="list-style-type: none"> ○メタ評価の結果は、大綱的指針の改善に役立て、国の評価システム全体のPDCAサイクルの構築を目指す ○必要な評価が実施され、評価結果が政策・施策等の改善に役立てられているかを評価
<p>③実施に際して必要な要件</p> <p>【評価内容・手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の科学技術・イノベーション政策の全体像を踏まえた上で評価 ○評価の対象に沿って府省等の施策を横断的に抽出し、どの省庁のどの施策がどの程度の効果が上がっているかを横割りで評価 ○客観性を確保するため、客観的なデータを活用して評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定するテーマに関連した共通の項目で評価 ○エビデンスとなる客観的データの収集（e-CSTIシステムの運用） ○客観的データを継続的に収集・維持できる仕組みの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○評価結果を政策誘導や予算配分を反映していく具体的な手法について、併せて検討する必要 ○継続的に、かつ研究者（被評価者）に過度の負担とならないデータ取得の仕組みを考慮すべき ○各研究開発について、実施時のみならず終了後においても継続的にデータが取得・蓄積できる仕組みを有すること（被評価者側） ○エビデンスは複合的な要因により変化
<p>【評価に関する体制・人材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研究開発の評価・分析手法等に関する知識の集積を行う ○府省等の研究開発の横断的な評価・分析ができること ○評価制度の推進を継続的に支える組織体制の構築 ○中立性を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○評価制度の推進を継続的に支える組織体制として、評価制度に関する高度な専門性と継続性を有する専門組織の設置（現行のCSTI事務局のリソースと比較すると、専門性や時間的な観点から、専門家を有する推進体制への強化が必要） ○高度な専門性を有する人材の確保（育成や外部専門家の活用等を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ○分析や評価の科学的知見、政策反映などの行政的な知見が必要 ○イノベーション創出等の評価にあたって、人文学や社会科学の視点も必要 ○必要となる組織、予算の規模の具体化が必要（参考：英国リサーチフィッシュ等の事例） ○専門組織（シンクタンク）視野に

* 考えられる手法等を幅広く整理。対応可能なところから試行しつつ実績を積み重ね、具体化していくことを想定